

母子・父子福祉手当

配偶者のいない女性または男性、あるいは両親を失った18歳に達する年度末までの児童を扶養している方に支給されます。

手当額

児童1人につき月額1,000円
※現に児童を扶養している方および児童が引き続き1年以上市内に在住している方に限ります。なお、南国市交通遺児手当を受給している方は該当しません。

ひとり親家庭等医療費(申請・更新)

保険適用になる医療費の自己負担額を助成します。

対象 次のいずれかに該当する方

- ①母子・父子家庭の母または父と児童
 - ②準母子・準父子世帯
 - ③父母のいない児童
- ※児童とは18歳に達する年度末までの間にある方

申請時に持参するもの

養育者および該当する児童の健康保険証

注意事項

- ・助成を受けるには申請が必要です。
- ・前年所得を基に判断します。
- ・現在受給中の方は更新手続きが必要です。書類を送付しますので6月30日(休)までに手続きをお願いします。

南国市交通遺児手当

交通事故(車・汽車・電車の運行によって生じた事故、海難、航空事故)で父母、もしくは父または母を失った児童を対象に18歳に達する年度末まで支給されます。

手当額

児童1人につき、月額2,000円
※1年以上市内に在住し、現に児童を養育している方に限ります。

- ⑥離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑦国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

受給資格者 (国籍は問いません)

次の要件のいずれかに該当する18歳未満の児童(本年度で18歳に達する児童は年度末まで対象、また中度以上の障害を有する場合は20歳未満の方)を監護している母または父、もしくは代わってその児童を養育している方に支給されます(所得制限あり)。

- ①父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障害(国民年金の障害等級1級程度)にある児童
- ④父または母の生死が不明である児童
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらずに懐胎した児童
- ⑨母が懐胎したときの事情が不明である児童

手当額(月額)

受給資格者や配偶者および扶養義務者(同居している受給資格者の直系血族および兄弟姉妹)の前年の所得や、監護(養育)する児童数などにより決定します。

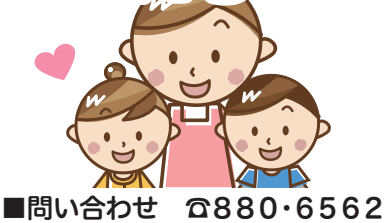
▼児童1人の場合

- ・全部支給 43,070円
- ・一部支給 43,060円～10,160円

▼加算

- ・児童2人目 10,170円～5,090円
- ・3人目以降 1人につき6,100円～3,050円

子育て支援課からのお知らせ



■問い合わせ ☎880・6562

児童手当制度が一部変わります

所得上限限度額が設けられます

令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当・特例給付は支給されません。

なお、児童手当等が支給されなくなったあとに所得が所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。詳しくは、市のHPをご確認ください。

現況届の提出は原則不要になります

※次の方は引き続き現況届の提出が必要です。

- ①配偶者からの暴力等により、住民票の住所が南国市と異なる方
- ②支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤その他、南国市から提出の案内があった方

次のときは届け出てください

- ①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む)
- ③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑤受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になったときを含む)

南国市職員募集(10月採用予定)

試験区分	受験資格	申込期限
行政(Ⅰ)	平成4年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方	6月14日(火) 17時まで
行政(Ⅱ)	昭和42年4月2日以降に生まれた方で、次の要件の内、(1)(2)のいずれかを満たし、かつ、(3)を満たす方 (1) 大学または大学院で考古学、歴史学、その他これらに類する学科等を専攻して卒業もしくは修了した方 (2) 埋蔵文化財発掘調査(整理・報告書作成を含む。)の経験が5年以上ある方 (3) 普通自動車の運転免許を持っている方または令和4年9月30日までに取得見込みの方	

■試験内容・試験日など、詳しくは試験案内で確認してください。

■試験案内配布場所 /南国市のホームページからダウンロードしてください。

※市役所総合案内・総務課職員係でも配布しています。

※郵送での案内の請求は、住所・氏名を記入し、140円切手を貼った返信用封筒(角2)を同封してください。

■申込方法 /南国市のホームページからインターネット申込み

■採用予定日 /令和4年10月1日以降

■採用予定人数 /各試験区分とも若干名

■試験案内の請求・問い合わせ /総務課職員係 〒783-8501 南国市大堀甲2301 ☎880-6551
HP <https://www.city.nankoku.lg.jp>



7月は参議院議員通常選挙の月です。 ルールを守って正しく選挙に参加しましょう!



選挙運動とは?

特定の公職の選挙につき、特定の立候補者または立候補予定者に当選を得させるため、投票を得もしくは得させる目的をもって、直接または間接に必要なかつ有利な斡旋、勧誘その他諸般の行為をすることをいいます。

選挙運動ができる期間

立候補届けが受理された時から、投票日の前日までです。届出が受理される前の選挙運動は事前運動として禁止され、投票日の当日の選挙運動も禁止されています。

自由にできる選挙運動

ただし投票日当日は禁止です。また、公務員などは選挙運動に制限があります。
○電話での投票依頼
○個々面接など
街頭などで、たまたま知人や友人に出会ったときに投票を依頼することができます。ただし自分の方から訪ねる場合は「戸別訪問の禁止」に当たらないことが必要です。

禁止されている行為の例

× 戸別訪問

投票を依頼したり、投票を得させない目的で戸別訪問することは禁止されています。選挙運動のため、演説会や演説があることを戸別に告知することや、特定の候補者や政党の名前を言い歩くことも戸別訪問になります。

× 飲食物の提供

選挙運動に関して飲食物を提供することは、湯茶とお茶うけ程度の菓子のほかは禁止されています。ただし、衆議院の比例代表選挙以外の選挙では、選挙運動に従事する者および選挙運動のために使用する労働者に対するものであれば、所定の数と単価の弁当を提供できます。

選挙についてもっと詳しく知りたいときはこちら

総務省「なるほど!選挙」⇒



明るい選挙推進協会「くらしの中の選挙」⇒

